



家康公お手植えみかん（駿府公園）

**【目次】**

会長挨拶／要望書の提出…………… 2  
農業者年金／先進地視察報告…………… 3  
都市農地の貸借について…………… 4・5  
生産緑地の納税猶予／農地中間管理事業…………… 6  
農地利用状況調査／遊休農地の課税強化…………… 7  
スイーツスタンプラリー／…………… 8  
エコファーマー

【発行】平成30年12月 静岡市農業委員会

【編集】静岡市農業委員会事務局

静岡市葵区追手町5番1号

電話：054-221-1483

【ホームページアドレス】

[http://www.city.shizuoka.jp/000\\_000414.html](http://www.city.shizuoka.jp/000_000414.html)



静岡市農業委員会

会長 西ヶ谷 量太郎

農業委員会活動には、御理解・御協力  
いただきお礼申し上げます。

今年も40度を超える記録的な猛暑をはじめ西日本豪雨や北海道地震、そして相次いで上陸した台風により甚大な被害もたらされました。

静岡市でも台風24号の激しい風により、施設などの倒壊、野菜の倒伏、収穫を前にして柿、ミカンなど果実の落下、倒木など大変な被害がありました。

地球温暖化に伴う気候変動とどう向き合ったらいいのか、異常気象での農業はどのように取り組んだらいいのか、問われていると思います。

静岡市の農業・農村を取り巻く状況は農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の発生、野生鳥獣被害の深刻化など、さまざまな問題を抱えています。

活気ある農業・農村を築けるよう、平成31年度に係る農業施策に向けて、田辺市長に次の6項目を要望しました。

1 「全国農業担い手サミット in しずおか」への協力

来年の秋に静岡市をメイン会場に担い手サミットが開催されます。多くの担い手が参加できるよう、大会が大いに盛り上がるよう要望しました。

2 都市農業振興策の推進  
地元農産物や直売所等に関する情報の

発信と、地域住民が都市農業を理解し、価値と魅力を共有できる施策について要望しました。

3 農地基盤整備事業の推進

生産性の向上、担い手の確保、遊休農地の解消等期待される基盤整備事業を実施し、農地利用の集積・集約化の推進を要望しました。

4 「静岡市のお茶」振興策の強化

次世代への産地及び経営継承の基礎となる、作業効率の良い茶園を創出する基盤整備の実施や、担い手を育成・確保していく支援を要望しました。

5 有害鳥獣対策事業の拡充

被害が相変わらず発生しており、営農意欲を減退させるだけでなく、市街地にも出没し、人への危害も心配されます。防除に対する予算の拡充と再申請が可能となる経過年数の短期化を要望しました。

6 中山間地域活性化の推進

人口減少と急激な高齢化が進んでいます。農業の維持と安定した所得の確保・担い手の育成が重要です。生産基盤整備の推進と交流人口の増加を図るための農家民宿や「空き家バンク」等の内容を充実させ、人を呼び込むための施策を要望しました。

以上の項目について積極的な対応を正副議長、各会派の議員の方々にもお願いをいたしました。

これからも農地利用の最適化を推進していきますので皆様の御意見御協力をお願いいたします。

## 「静岡市農業施策に関する要望書」の提出

平成30年9月25日、農業委員会は田辺信宏市長へ「静岡市農業施策に関する要望書」を提出しました。農業委員会では年に1回、各地域の農業者の代表として取りまとめた実態・要望を要望書として市へ提出しています。

今年度は上記の会長の挨拶のとおり6項目について要望し、市長へ実情を説明しました。

市長からは、「来年の担い手サミットに向け市としても機運を盛り上げていきたい」との言葉とともに、農業政策について、将来を見据えた施策の充実を図っていくとお話いただきました。





# 農業者年金で 老後に備えましょう！

- ・ 60歳未満
  - ・ 国民年金第1号被保険者
  - ・ 年間60日以上農業に従事
- を満たす方ならどなたでも加入できます！

## ～農業者年金のメリット～

- ・ 保険料は自由に選択でき、いつでも変更が可能です。
- ・ 保険料は全額社会保険料控除の対象となるため、所得税や住民税の節税になります。
- ・ 加入、脱退がいつでも自由に行えます。
- ・ 自分が将来受け取る年金を自分で積み立てる積立方式で、終身保険です。

農業の担い手（40歳未満）のみなさまは、保険料減額の国庫補助制度（要件あり）もあります。  
※要件の詳細については、農業委員会事務局（右記）までお問い合わせください。



8月 農業者年金加入推進特別研修（掛川市）

農業者年金の問い合わせ先  
静岡市農業委員会事務局  
054-221-1483

## 農業委員先進地視察 10/29、30

茨城県 茨城町農業委員会  
茨城県 有限会社 アクト農場

茨城町は主要産業が農業ということもあり、農家の高齢化と担い手不足、遊休農地の増加等に対する危機意識を早くから持ち、国などの動きより早く独自の対策に取り組んできました。

担い手に農地を集積するため、地区ごとに農地集積推進協議会を設置し、地域の農地の現状把握と将来に向けた方針の決定をしました。地域で決定した方針に基づき農地集積を進めるために、町単独の補助事業を立ち上げる等、具体的な施策を実現しました。

また、農業委員自らが草刈り・耕起等の作業をして遊休農地を再生し、再生した農地は1期作の耕作後、地域の担い手に引き継ぐ取り組みを行ってきました。地域の遊休農地が再生され、担い手に引き継がれる様子を見て、遊休農地所有者が農地を安心して貸し出してくれるようになったとのことでした。

こうした取り組みを背景に設立された農地所有適格法人である「有限会社アクト農場」は、集約された農地で大規模かつ生産効率の高い農業を行うことにより、農業が「儲かる」産業であることを示してくれました。

今後の静岡市における活動の参考になるお話を聞くことができ、大変有意義な視察となりました。

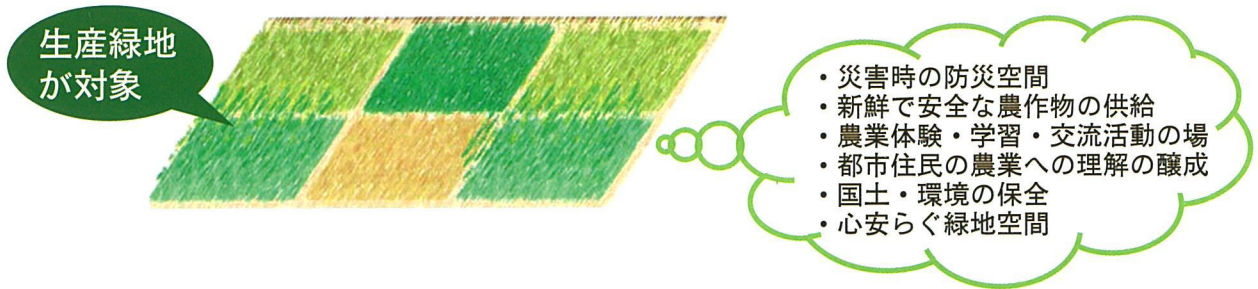




# 都市農地の貸借がしやすくなります

## ー都市農地貸借法（正式名：都市農地の貸借の円滑化に関する法律）の概要ー

- ◇ 都市農地貸借法が制定され、市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行える新たな仕組みが2018年9月1日にスタートしました。
- ◇ 都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な野菜などを供給するだけでなく、防災空間や緑地空間など多様な機能をもっており、農業従事者の減少・高齢化が進展する中、これらの機能を発揮させていくためには、この新たな仕組みを活用して、貸借により都市農地を有効活用することを考えていくことも重要です。



### ☑ 都市農地を借りて自ら耕作する方へ

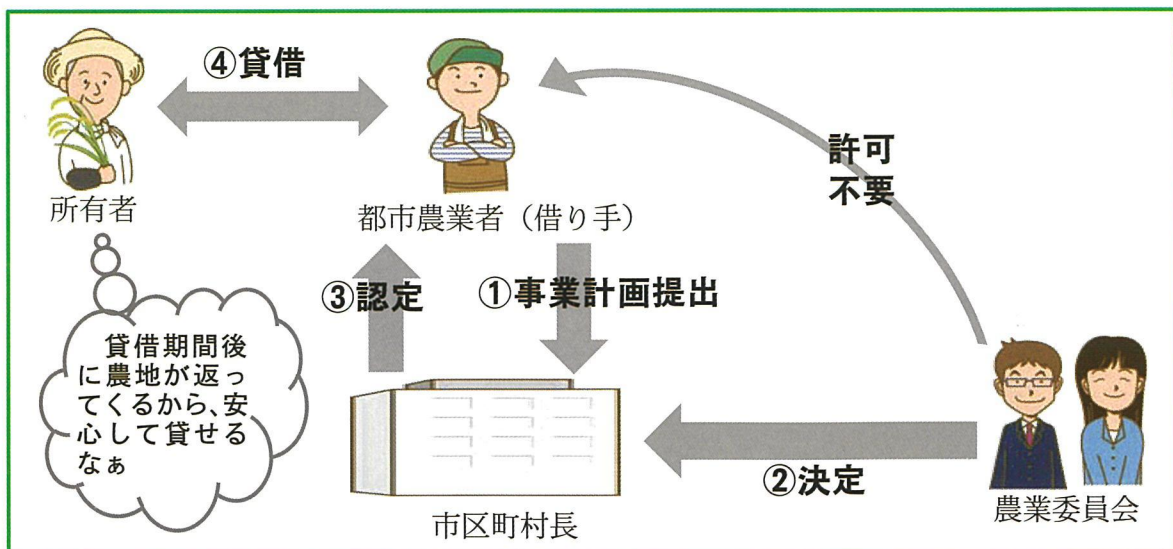
#### (1) 制度を利用するメリット

	通常（農地法による貸借）	都市農地貸借法
・法定更新 （農地法による契約の自動的更新制度）	適用される 契約を更新しないことについて知事の許可がない限り農地が返ってこない	適用されない 契約期間経過後に農地が返ってくるので安心して農地を貸せる
・相続税納税猶予制度	打ち切り 納税猶予が打ち切れ、猶予税額と利子税の納税が必要	継続 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸することができる

#### (2) 貸借の手続

都市農地の借り手が耕作の事業に関する計画(事業計画)を作成の上、市区町村長の認定を受けることができます。この認定を受けた事業計画に従って都市農地に設定された貸借等は、上記メリットを受けることができます（相続税納税猶予制度については税務署への届出が必要）。

また、市区町村長による認定の際に農業委員会の決定を経ているので、改めて農地法に基づく農業委員会の許可を受ける必要がなくなります。



(3) 事業計画の認定の基準

- 都市農業の機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作を行うか

④ → 生産物の一定割合を地元直売所等で販売  
 → 防災協力農地として市町村等と防災協力協定を締結  
 → 都市住民が農作業体験を通じて農作業に親しむ取組 など

- 周辺地域における農地の農業上の利用の確保に支障を生ずる恐れがないか
- 農地の全てを効率的に利用するか など

☑ 都市農地を借りて市民農園を開設したい方へ

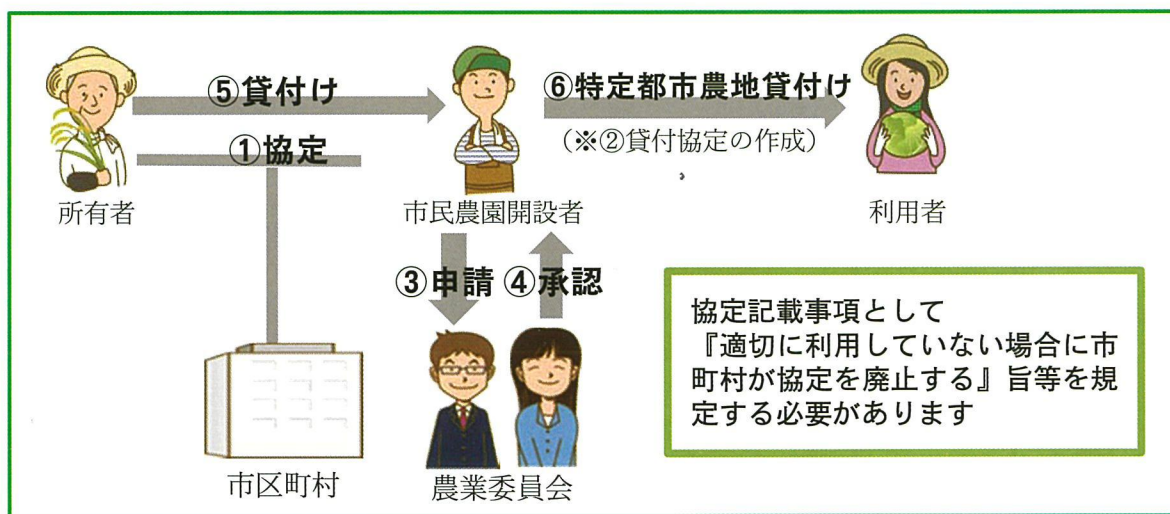
(1) 制度を利用するメリット

	通常（特定農地貸付法）	都市農地貸借法（特定都市農地貸付け）
・農地の借り方	農地所有者から直接借りることができない 地方公共団体・農地利用集積円滑化団体・農地中間管理機構の介在が必要となる	農地所有者から直接借りることができる スムーズに農地を借りることができる
・相続税納税猶予制度※	打ち切り 納税猶予が打ち切れ、猶予税額と利子税の納税が必要	継続 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができる

※ 特定農地貸付法により開設する市民農園についても、一定の要件を満たすものは相続税納税猶予制度のメリットを受けることができます。

(2) 貸借の手続

市民農園の開設者が、農地の所有者及び市町村と協定を締結した上で農業委員会からの特定都市農地貸付けの承認を受けることができます。この承認を受けて都市農地に設定された貸借等は、上記メリットを受けることができます（相続税納税猶予制度については税務署への届出が必要）。



(3) 承認の基準

- 市民農園利用者当たりの貸付けが10a未満で、5年を超えず、複数の者を対象とした貸付けであること
- 利用者は営利を目的としない農作物の栽培を行うこと など



詳しくは、農林水産省のホームページをご確認ください。

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi\\_nougyo/taishaku/tosi\\_taisyaku.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/taishaku/tosi_taisyaku.html)



# 生産緑地における納税猶予期間が変わります

従来、相続税納税猶予の適用を受けた市街化区域内の農地は、生産緑地を含め、20年営農を継続すれば猶予税額が免除されていました。

しかし、平成30年9月1日以降に発生した相続の場合、生産緑地については、納税猶予の適用が終身営農に変更されました。（20年営農を継続しても猶予税額は免除されません。）

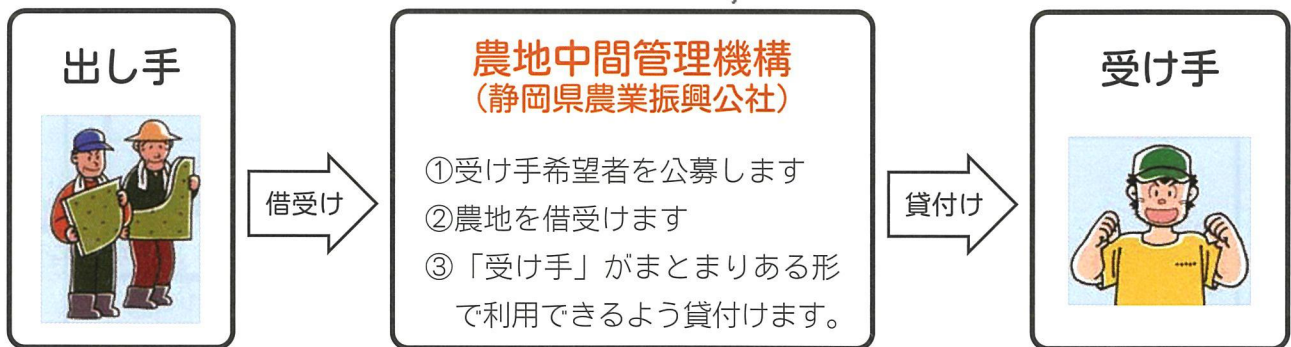
なお、生産緑地でも、平成30年8月31日までに相続税納税猶予の適用を受けている場合には、従来と同様に20年営農を継続すれば猶予税額が免除されます。（この場合でも20年経過する前に4ページに記載の都市農地貸借法による貸し付けを行った場合は終身営農に変更されます。）

## < 猶予税額の免除要件 >

<b>市街化区域外</b> 自作・政策貸付（基盤法等） ⇒ 「終身営農」
<b>市街化区域内</b> 自作⇒ 「20年営農」
<b>生産緑地地区内</b> 自作・政策貸付 ⇒ 「終身営農」 <small>※詳しくは、左記の説明を参照</small>

## 農地を貸したい、借りたい方へ ～農地中間管理事業～

農地中間管理事業は、農地の地権者から農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が農地を借り入れ、規模拡大を希望する地域の担い手農家に、まとまった農地を貸し付ける制度です。農地を借りたい方は機構にご応募を、農地を貸したい方は下記問い合わせ先まで貸付希望のご相談をお願いします。



### 問い合わせ先

農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）	☎054-250-8988
静岡市役所 農地利用課	☎054-221-1483
静岡市農業協同組合 営農課	☎054-288-8420
清水農業協同組合 組合員相談課	☎054-367-3247



## 農地利用状況調査を実施しました

農業委員会では、8月～9月にかけて農業委員20名、農地利用最適化推進委員37名、地区補助員97名が、それぞれの担当地域を巡回し、遊休農地や違反転用農地等について農地利用状況調査を実施しました。

農地法では、「農地等について権利を有する者は、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」とされています。耕作放棄されることで、害虫の発生、不法投棄などにより、周辺に悪影響を及ぼすこともあります。また、防犯・防火の面でも適正な管理が求められます。

**農地をお持ちの方は草刈り、除草等を行うとともに、適正な管理をお願いいたします。また、農地が荒れてしまう前に、意欲ある耕作者に引き継ぐことも大切です。**



利用状況調査の結果によっては、農地利用最適化推進委員等が、訪問等による指導を行う場合があります。利用状況調査結果を受け、今後、農業委員会では、農地の利用意向調査を実施します。ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 遊休農地の課税が強化されます

農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地を対象に固定資産税の課税が強化されます。

協議の勧告がおこなわれるのは、農地中間管理機構への貸付けの意向を表明せず、自ら耕作を行わないなど、**遊休農地を放置している場合**です。

**課税強化の方法** 固定資産税の通常の農地の価格は、正常売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、勧告の対象となった遊休農地については、0.55を乗じないこととなります。（結果的に税額が1.8倍になります。）

**実施の時期** 1月1日時点で、協議の勧告が行われている場合に課税強化が行われることとなります。

## 農地中間管理機構へ貸付けた場合の課税の軽減

所有する全農地（10a未満の自作地を残せます）を、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに**農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付け**たときは、次の期間、当該農地に係る固定資産税の課税標準額が価格の2分の1に軽減されます。

**軽減期間** 15年以上の期間で貸し付けた場合には**5年間**  
10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には**3年間**



静岡市産農産物を使ったスイーツを食べて素敵なプレゼントを当てよう！

# ZRATTO! しずおか スイーツスタンプラリー

2018年12月1日～2019年2月28日／市内和洋菓子店41店舗



賞品

抽選で2名様

ホテルセンチュリー静岡  
又はホテルアソシア静岡  
食事券10,000円分

抽選で4名様

静岡市産  
旬の農産物

抽選で41名様

スイーツ商品券  
2,000円分

**イベントの詳細、参加店舗は「ZRATTO! しずおか」をチェック!**

問合せ

静岡市農業政策課 みかん・園芸・畜産係  
電話 054-354-2091



## エコファーマーを目指す農業者を募集しています

「エコファーマー」とは、「持続性の高い農業生産方式を導入する計画」を立て、市長の認定を受けた農業者の愛称で、静岡市では182名が認定されています。

(平成30年9月1日現在)

あなたもエコファーマーになって、環境にやさしい農業に取り組みませんか？

＜計画の認定に必要な3つの取組＞

- ①有機物や緑肥植物を利用した土づくり
- ②有機質肥料の利用等による化学肥料の使用量低減
- ③化学合成農薬の使用回数削減



計画認定期間中（5年間）は、エコファーマーマークを農産物の包装や名刺などに活用できます。

認定の手続きに関する詳細は、市農業政策課までお問合せください。



問合せ 静岡市農業政策課 みかん・園芸・畜産係 電話 054-354-2091